

事 務 連 絡
令和 3 年 2 月 1 日

社会保険診療報酬支払基金 御中

厚生労働省保険局医療介護連携政策課

「医療提供体制設備整備交付金実施要領」に関する Q & A（その 7）について

「医療提供体制設備整備交付金の実施について」（令和 2 年 7 月 3 日保連発 0703 第 1 号）の別紙「医療提供体制設備整備交付金実施要領」に関して、別添のとおり Q & A（その 7）を作成しましたので、貴基金におかれましては、内容を御了知の上、関係団体及び関係機関に周知徹底を図るとともに、その取扱いに当たっては遺漏なきようお願いいたします。

新設保険医療機関・新設保険薬局について

問1 なぜ支払基金に「仮コード」、地方厚生（支）局に「受付番号」と、別の番号をそれぞれに発行依頼しなければならないのですか。

（答） オンライン資格確認を利用するためには、地方厚生（支）局から発行された「医療機関等コード」が必要となります。

しかし、新設の医療機関等については、保険医療機関等として指定される以前には「医療機関等コード」を有していないことから、診療開始月の月初からのオンライン資格確認を利用できるよう（システム等の事前準備を行えるよう）ご準備した手続となります。

- ・「仮コード」は、医療機関等向けポータルサイトへのアカウント登録、顔認証付きカードリーダーの申込※1でのみ利用可能です。「仮コード」では、保険医療機関等であることの真正性等が確認できないことから、オンライン資格確認のシステム準備※2では利用できません。
- ・「受付番号」は、診療開始月の月初からオンライン資格確認の利用を希望する医療機関が、地方厚生（支）局において所定の期限までに保険医療機関等の指定申請を行った場合に払い出されるものです。保険医療機関等としての指定に向けた手続を進めていることが確認できることから、オンライン資格確認のシステム準備※2において利用可能です。

※1 顔認証付きカードリーダーは受注生産のため、申込から発送まで一定の期間かかります。

（令和3年1月時点で4～5ヶ月程度）

※2 顔認証付きカードリーダーの発送手続、オンライン資格確認利用申請、電子証明書の発行申請

	発行主体	発行時期（目安）	出来ること
仮コード	支払基金	診療開始5月前	【事前準備】 ・医療機関等向けポータルサイトへのアカウント登録 ・顔認証付きカードリーダーの申込
受付番号	地方厚生（支）局	診療開始1月前	【システム準備】 ・顔認証付きカードリーダーの発送手続 ・オンライン資格確認利用申請 ・電子証明書の発行申請

問2 書面による申込みににおける取扱いはどうなりますか。

（答） オンラインによる申込みと同様に、「仮コード」及び「受付番号」を用いて各申請を行うようお願いいたします。